九　条　町　『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	九　条　町（九条町集落）	令和３年３月３１日	令和　　年　　月　　日

１　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	１２．１　ｈａ
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	６．２　ｈａ
③後継者のいる農業者の耕作面積の合計	２．１　ｈａ
④後継者のいない農業者の耕作面積の合計	３．３　ｈａ
ⅰ　うち７５歳以上の農業者の耕作面積の合計	０．３　ｈａ
ⅱ　うち５年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	１．４　ｈａ
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ｈａ
（備考）　高田村では水稲栽培が主に栽培されている	

２　対象地区の課題

九条町は立地の良さから、４０戸ほどの専業・兼業農家が混在している集落で、兼業農家は水稲栽培を、専業農家では金魚の養殖を行っていた。しかし農業者の高齢化と後継者の兼業化、後継者不足から、現在では専業農家は無くなり、自家消費野菜や水稲栽培のみの兼業農家と、仕事をリタイヤした農家が水稲栽培のみ行っている、水稲栽培のみの集落となっている。また、６割以上の農家で後継者がおらず、１０年後には７割以上の農家で農業経営が不明または困難な状態である。そのため、認定農業者・認定新規就農者等の中心経営体となる担い手を、村内外から増やしていくことが、早急な課題である。

３　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

◆基本方針

・集落の耕作放棄地は集落で協力し解消していく。

・農地を集積・集約化することにより、担い手が耕作しやすい環境を整える。

◆具体的な活動

・集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。

・集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなる農地については、中心経営体に集約化していく。

◆担い手確保と農地の調整

・集落内において、農地を管理するための営農組織作をつくり、農地の集積・集約化の調整を行い、面的にまとまった農地利用をすすめる。

・集落外からの担い手を受け入れることも視野に入れ、水管理や畦草刈り等の水田管理体制を整える。

・集落内において、新たに認定農業者や認定新規就農者を育成し、中心経営体に位置づけていく。

（参　考）　中心経営体

属性	農　業　者 （氏　名　・　名　称）	現　状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積（㎡） （地区内経営面積）	経営作目	経営面積（㎡）	農業を営む範囲

４　３の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の推進

　現在のところ、集落内では後継者のいる農家は３割弱で、後継者のいない農家は６割強となっている。５年後は５割弱の農家で、営農継続の意思があるものの１０年後には３割を切るまでに減少してしまう。農家の高齢化と後継者不足や、土地持ち非農家が増えていることから、村内の農地を管理する営農組織を検討し、集落内で取り決めたルールに基づき、分散圃場の解消や担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために、適正な農地管理を行う。

　また、営農環境を改善するため、農地区画の整理・拡大、不整形・小規模水田の解消、水路・農道等整備など基盤整備を検討する。

○農地中間管理機構の活用方針

　新たに、中心経営体に位置づける認定農業者を育成または増やし、集落内における農地保全の営農組織等の設立も視野に入れながら、中心経営体を増やす。

　集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地について、機構に順次登録していくことや村としてのルール作りも検討していく。

　中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。

○今後の検討課題

①農地の集積・集約化を図り、担い手に農地を託すための協議の実施。

②集落営農組織により、農地の管理と調整の実施。

③１０年後を見越して、村内での中心経営体の育成及び村外からの担い手の受け入れの検討。